

議案第 3 3 号

平成 2 3 年度

和水町後期高齢者医療事業会計補正予算書

平成23年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

平成23年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年 3月 7日 提出

和水町長 坂 梨 豊 昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		75,987	△2,143	73,844
	1. 後期高齢者医療保険料	75,987	△2,143	73,844
2. 使用料及び手数料		10	0	10
	1. 手数料	10	0	10
4. 繰入金		66,407	0	66,407
	1. 一般会計繰入金	66,407	0	66,407
5. 繰越金		1	3,561	3,562
	1. 繰越金	1	3,561	3,562
6. 諸収入		4,271	△1,159	3,112
	1. 延滞金及び過料	2	0	2
	2. 償還金及び還付加算金	31	0	31
	4. 受託事業収入	4,237	△1,159	3,078
	5. 雑入	1	0	1
歳 入	合 計	146,676	259	146,935

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		9,490	259	9,749
	1. 総務管理費	8,974	259	9,233
	2. 徴収費	516	0	516
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		132,307	0	132,307
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	132,307	0	132,307
3. 保健事業費		3,848	0	3,848
	1. 健康保持増進事業費	3,848	0	3,848
4. 諸支出金		31	0	31
	1. 償還金及び還付加算金	31	0	31
5. 予備費		1,000	0	1,000
	1. 予備費	1,000	0	1,000
歳 出	合 計	146,676	259	146,935

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	75,987	△2,143	73,844
2. 使用料及び手数料	10	0	10
4. 繰入金	66,407	0	66,407
5. 繰越金	1	3,561	3,562
6. 諸収入	4,271	△1,159	3,112
歳 入 合 計	146,676	259	146,935

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	9,490	259	9,749	0	0	0	259
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	132,307	0	132,307	0	0	0	0
3. 保健事業費	3,848	0	3,848	0	0	△1,159	1,159
4. 諸支出金	31	0	31	0	0	0	0
5. 予備費	1,000	0	1,000	0	0	0	0
歳出合計	146,676	259	146,935	0	0	△1,159	1,418

2 歳 入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料 (項) 1. 後期高齢者医療保険料

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 特別徴収保険料	60,028	△4,218	55,810	1. 現年度分	△4,218	現年度分 △4,218
2. 普通徴収保険料	15,959	2,075	18,034	1. 現年度分	2,075	現年度分 2,075
計	75,987	△2,143	73,844			

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	3,561	3,562	1. 繰越金	3,561	繰越金 3,561
計	1	3,561	3,562			

(款) 6. 諸収入 (項) 4. 受託事業収入

1. 後期高齢者医療広域連合受託事業収入	4,237	△1,159	3,078	1. 健康保持増進事業収入	△1,159	健康保持増進事業収入 △1,159
計	4,237	△1,159	3,078			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	8,974	259	9,233	0	0	0	259	2. 給料	193	一般職給料	193
								4. 共済費	66	一般職共済組合負担金	66
計	8,974	259	9,233	0	0	0	259				

(款) 3. 保健事業費 (項) 1. 健康保持増進事業費

1. 健康診査費	3,848	0	3,848	0	0	△1,159	1,159			財源組替	
計	3,848	0	3,848	0	0	△1,159	1,159				

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計			
補正後	1		4,036	2,542	6,578	1,326	7,904	
補正前	1		3,843	2,542	6,385	1,260	7,645	
比 較	0		193	0	193	66	259	

職員手当 の内訳	区 分	期末勤勉 手 当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	子ども 手 当 (千円)	時間外 手 当 (千円)	日直手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後	1,439	78	354				70				601
	補正前	1,439	78	354				70				601
	比 較	0	0					0				0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	193	給与改定に伴う増減分		
		普通昇給に伴う増加分		
		昇給期間短縮に伴う増加分		
		そ の 他 増 減 分	193	
職員手当		制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 増 減 分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職
補正後	平均給料月額（円）	336,300
	平均給与月額（円）	378,200
	平均年齢（歳）	40.0
補正前	平均給料月額（円）	320,300
	平均給与月額（円）	362,100
	平均年齢（歳）	40.0

イ 初任給

区 分	行政職	国の制度
		行政職
高校卒	140,100	140,100
大学卒	172,200	172,200

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後	6 級		0.0
	5 級		0.0
	4 級		0.0
	3 級	1	100.0
	2 級		0.0
	1 級		0.0
	計	1	100.0
	補正前	6 級	
5 級			0.0
4 級			0.0
3 級		1	100.0
2 級			0.0
1 級			0.0
計		1	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
行政職	主事・保育士	主事・主任保育士	課長補佐・係長・ 参事・主任保育士	課長補佐・係長・ 参 事	課長・課長補佐	総務課長

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	1.90	2.05	3.95	有	
補正前	1.90	2.05	3.95	有	
国の制度	1.90	2.05	3.95	有	

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤務の者	25年勤務の者	35年勤務の者	最高限度	その他の加算措置等	備 考
	（月分）	（月分）	（月分）	（月分）		
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	国と同じ	
国の制度 （支給率等）	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	異なる	片道2キロメートル以上5キロメートル未満の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律2,000円。
		片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律4,100円。
		片道10キロメートル以上15キロメートル未満の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律6,500円。
		片道15キロメートル以上の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律8,900円。
		県又は一部事務組合等への派遣職員については、熊本県職員の通勤手当に関する規則に準じて支給。